

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課	電話番号: 03-5253-8439 e-mail: morioka-s24a@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年6月18日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)河川法施行令関係 河川法施行令第16条の8第1項で定める下記に掲げる行為をしようとする者は、河川管理者の許可が必要。 ・河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。 ・河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること (以下まとめて「土石の堆積等」という。)</p> <p>(2)河川管理施設等構造令関係 河川管理施設又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(以下「許可工作物」という。)の構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法第13条第2項、第29条第1項、第58条の9、第99条第1項 ・河川法施行令第16条の8第1項、第16条の12、第16条の13 ・河川管理施設等構造令(以下「構造令」という。)第20条第4項、第28条、第30条、第43条第2項、第52条第1項
想定される代替案	<p>(1)河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者の委託を受けた者が土石の堆積等を行う際の手続を不要とする。</p> <p>(2)特になし。(本政令の趣旨が、河川法第13条第2項の委任を受けて河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものであり、本政令改正案以外に、基準の内容を想定し得ないため。)</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) ・協議の資料準備等に要する費用 ・河川協力団体の指定を申請するための費用</p> <p>(2) ・水門等を設置又は改築する際に、自動化、又は遠隔操作化するための追加的費用</p>	<p>(1) ・河川協力団体の指定を申請するための費用</p>
(行政費用)	<p>(1) ・協議への対応に要する費用 ・河川協力団体の指定に要する費用</p> <p>(2) ・許可に係る完成検査の際に、自動化、遠隔操作化が適切に行われているかについても検査するための追加的費用</p>	<p>(1) ・河川協力団体の指定に要する費用</p>
(その他の社会的費用)	<p>(1) ・特になし</p> <p>(2) ・特になし</p>	<p>(1) ・特になし</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)河川管理者の指定を受けた河川協力団体や河川管理者から委託を受けた者の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。河川管理に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており(注)、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。そして、こうした負担の軽減により、市民団体等の民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、河川の維持や河川環境の保全等が一層促進される。また、河川協力団体が河川管理のパートナーとして活動することにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実が図られる。</p> <p>(注)河川に関する活動を行う民間団体数 2,647団体(平成18年)</p> <p>(2)津波発生時等において、適切に水門等の操作が行われる一方で、操作に携わる者の安全が確保される。なお、東日本大震災の際出動した消防団員で、水門操作に関わった者のうち、72名が死亡するか、行方不明となったが、水門等が自動化又は遠隔操作化されていれば、これらの者の多くの安全が確保できたと考えられる。</p>	<p>(1)当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減される。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)当該規制緩和案によって発生する費用は協議の資料準備等に要する費用(遵守費用)及び協議への対応に要する費用(行政費用)のみであり、従前のように個々の活動の際に逐一主体性の審査を含む許可等の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用が小さくなる。さらに、多様な主体の参画を通じた河川管理に資する活動等の促進や地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実が図られるという効果があることから、費用対便益は向上するものと考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、当該規制緩和案以上に負担は軽減されるものとは考えられるが、個々の活動の際、河川区域において行われる行為が河川管理上支障のないものかどうかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては河川環境等に悪影響を及ぼす行為が行われるおそれがある。また、河川管理者による状況把握や監督が十分行き届かないことから、河川管理上不適切な行為が行われていた場合には水害発生時に被害が拡大するおそれもある。</p> <p>したがって、当該規制緩和案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2)当該規制案によって、水門等を設置又は改築する際に、自動化、又は遠隔操作化するための追加的費用等が発生する。ただし、既に許可を受けて水門等を設置している者に対して、直ちに負担を強いるものではない。</p> <p>一方、東日本大震災における消防団員の被災の実態に鑑みれば、自動化又は遠隔化されていない水門等においては、操作に携わる者は非常に危険に晒されることとなる。また、そもそも、操作に携わる者に危険が差し迫っている状況において、水門等を適切に操作することは困難であり、自動化又は遠隔操作化されないままでは、水門等が本来の機能を果たすことにより津波等による被害を防止したり、軽減したりすることが困難な状況ともなりかねない。</p> <p>したがって、当該規制による追加的費用は、当該規制により守られる操作に携わる者の生命、身体の安全等の非常に大きな便益に鑑みれば、社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○社会資本整備審議会河川分科会 社会資本整備審議会「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」で審議され、平成25年4月に、以下のとおりまとめられた「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について〔答申〕」の内容を踏まえ作成された水防法及び河川法の一部を改正する法律案の施行に伴い、河川法施行令及び河川管理施設等構造令の改正を行うこととしている。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>・政策チェックアップ(毎年度)により検証する。 ・水防法及び河川法の一部を改正する法律案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。</p>	
<p>備考</p>		